和歌山県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく認定実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（以下「消費性能向上計画の認定」という。）の事務に関して必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条　この要綱において使用する用語は、法、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第８号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第５号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

（知事が必要と認める図書）

第３条　規則第20条第１項又は第23条第２項第１号に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるとおりとする。

(1) 消費性能向上計画の認定の申請を行う者が、当該申請に係る計画が法第30条第2項（法第31条第２項の規定により準用する場合を含む。）の規定により建築基準法第６条第１項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けることを申し出た場合であって、当該計画（建築基準法第６条の３第１項に規定する構造計算適合性判定を受けなければならないものに限る。）に係る同法第18条の２第１項の規定により指定を受けた構造計算適合性判定の業務を行う者から交付を受けた同法第６条の３第４項の規定による構造計算適合性判定の結果を記載した通知書（同条第７項に規定する適合判定通知書に限る。）を有するときは、当該通知書

(2) 消費性能向上計画の認定の申請を行う者が、当該申請に係る計画について、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下この号及び第４号において「品確法」という。）第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関（第４号において「登録住宅性能評価機関」という。）から交付を受けた品確法第６条第１項に規定する設計住宅性能評価書（次のア又はイのいずれかに該当するものに限る。）を有する場合にあっては、当該設計住宅性能評価書

ア　法の施行後に新築し、日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）

に基づく断熱等性能等級５、等級６又は等級７及び一次エネルギー消費量等級６に適合する住宅に係るもの

イ　法の施行の際に現に存し、日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級４、等級５、等級６又は等級７及び一次エネルギー消費量等級４、等級５又は等級６に適合する住宅に係るもの

(3) 消費性能向上計画の認定の申請を行う者が、当該申請に係る建築物について、法第14条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関から交付を受けた同法第30条第１項各号に規定する基準に適合していると認める旨を示す書面を有する場合にあっては、当該書面

(4) 第１号から第３号までに掲げるもののほか、認定の審査において必要と認める図書

（申請の取下げ）

第４条　消費性能向上計画の認定の申請は、規則第24条第１項の規定による認定の通知又は次条の規定による認定しない旨の通知があるまでの間に限り、取り下げできるものとする。

２　前項に規定する申請の取下げは、知事に対して、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請取下げ届（別記第１号様式）を当該申請を行った者が提出することにより行うものとする。

３　第１項に規定する申請の取下げがあったときは、申請書の正本、前条各号に規定する図書のうち当該正本に添付された図書及び規則第20条第１項又は第23条第２項第１号の規定により申請書の正本に添付することとされた図書は返却しないものとする。

（認定しない旨の通知）

第５条　知事は、消費性能向上計画の認定をしないこととするときは、認定しない旨の通知書（別記第２号様式）により、当該認定に係る申請をした者に対して、その旨を通知するものとする。

（建築工事完了報告書）

第６条　認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等に係る工事が完了したときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事が完了した旨の報告書（別記第3号様式）を、知事に対して提出するものとする。

（軽微な変更）

第７条　認定建築主は、規則第25条の規定による軽微な変更をしようとするときは、確認事項変更届（別記第４号様式）により、規則第20条第１項又は第23条第２項第１号の規定により添付することとされた図書のうち変更に係るものを添えて、知事に提出するものとする。

（報告の徴収）

第８条　知事は、法第32条の規定による報告を求めるときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の状況に係る報告を求める旨の通知書（別記第５号様式）により、認定建築主に対して通知するものとする。

（建築の取りやめ）

第９条　認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等を取りやめるときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等を取りやめる旨の届出書（別記第６号様式）により、当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る規則第24条第１項の規定する通知書を添えて、知事に提出するものとする。

（認定の取消し）

第10条　知事は、法第34条の規定による認定の取り消しをしようとするときは、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定取消し通知書（別記第7号様式）により、当該認定を受けた認定建築主に対して通知するものとする。

附　則

この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年２月22日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。